

地方自治法の一部を改正する法律（令和6年9月26日施行）

第二 地域の多様な主体の連携及び協働の推進に関する事項

一 市町村と地域の多様な主体の協力

市町村は、基礎的な地方公共団体として、その事務を処理するに当たり、地域の多様な主体の自主性を尊重しつつ、これらの主体と協力して、住民の福祉の増進を効率的かつ効果的に図るようにしなければならないものとされたこと。（第260条の49第1項関係）

二 指定地域共同活動団体制度の創設

- 1 市町村長は、一の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、地域的な共同活動を行う団体のうち、地縁による団体その他の団体（当該市町村内の一定の区域に住所を有する者を主たる構成員とするものに限る。）又は当該団体を主たる構成員とする団体であって、次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、指定地域共同活動団体として指定することができるものとされたこと。（第260条の49第2項関係）

ア 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動であって、地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資するものとして条例で定めるもの（以下「特定地域共同活動」という。）を、地域の多様な主体との連携その他の方法により効率的かつ効果的に行うと認められること。

イ 民民主的で透明性の高い運営その他適正な運営を確保するために必要なものとして条例で定める要件を備えること。

ウ 目的、名称、主としてその活動を行う区域その他の総務省令で定める事項を内容とする定款、規約その他これらに準ずるものを定めていること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、条例で定める要件を備えること。

- 2 指定地域共同活動団体は、特定地域共同活動を他の地域的な共同活動を行う団体と連携して効率的かつ効果的に行うため、当該特定地域共同活動と他の地域的な共同活動を行う団体が行う当該特定地域共同活動と関連性が高い活動との間の調整を行うよう市町村長に求めることができるものとする。この場合において、市町村長は、必要があると認めるときは、当該調整を図るために必要な措置を講じなければならないものとされたこと。（第260条の49第5項関係）
- 3 市町村は、住民の福祉の増進が効率的かつ効果的に図られると認めるときは、指定地域共同活動団体への事務の委託については、第234条第2項の規定にかかわらず、随意契約によることができるものとされたこと。（第260条の549第6項関係）なお、指定都市の締結する特定調達契約（地方公共団体の物品等又

は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約をいう。）に該当するものの取扱いについては、改正法の施行に合わせて、今後同令の改正を予定しており、その定めるところによること。

- 4 市町村は、住民の福祉の増進が効率的かつ効果的に図られると認めるときは、第238条の4第1項の規定にかかわらず、特定地域共同活動の用に供するため、行政財産を指定地域共同活動団体に貸し付けることができるものとされたこと。

（第260条の49第7項関係）

- 5 市町村長は、指定地域共同活動団体に対し、特定地域共同活動の状況その他必要な事項に関し報告を求めることができるものとするほか、指定地域共同活動団体が1の要件を欠くに至ったと認めるとき等は、その改善のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができるものとされたこと。（第260条の49第10項及び第11項関係）